

阪本病院行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

(1) 計画期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間

(2) 内容

目標① 令和4年3月31までに主として看護職員の業務負担を軽減する。

【対策】

令和4年3月までに勤務形態を問わず看護補助者等の必要介護職員数を確保する。

目標② 令和5年3月31日までに看護補助者等の介護職員の処遇を改善する。

【対策】

令和5年3月までに看護補助者等の介護職員の賃金改善を図る。

目標③ 令和7年3月31日までに他職種の処遇を改善する。

【対策】

目標②に伴い、令和7年3月までに他職種について処遇（主に賃金）の均衡を図る。